

安全管理規程

令和元年 12月 11日
愛知県

目 次

第1章	総 則
第2章	県幹部の責務
第3章	安全管理の組織
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第7章	安全管理規程の変更
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第9章	運航の可否判断
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保
第12章	輸送施設の点検整備
第13章	事故の処理
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第15章	雑 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、県が定める明確な安全方針に基づき、組織内に安全最優先意識の徹底を図り、全職員がこれを徹底して実行すべく、当県の使用する船舶の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって組織一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント	県幹部により、組織内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	県幹部	県において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	県幹部がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための組織全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	県幹部の中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（渡船場に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力等に関する計画
(10)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(11)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(12)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(13)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(14)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「着岸」を行うこと
(15)	反転	目的地点への航行の継続を中止し、発航地点へ引返すこと
(16)	気象・水象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(17)	運航基準図	航行経路(起終点針路、変針点等)、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(18)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(19)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(20)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(21)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

(運航基準、作業基準及び事故処理基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 県幹部の責務

(県幹部の主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、県幹部は次に掲げる事項について主体的に関与し、当県全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び組織内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(県幹部の責務)

第5条 県幹部は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 県幹部は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 県幹部は、安全管理にかかわる当組織の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び組織内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、県幹部の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(運航管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | | | |
|-----------|---|-----------|----|---|
| (1) 本 | 庁 | 安全統括管理者 | 1 | 人 |
| (2) 建設事務所 | | 運航管理者（船長） | 1 | 人 |
| | | 運航管理補助者 | 若干 | 人 |

- 2 担当する区域は、次のとおりとする。

第4章 安全統括管理者、運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 県幹部は、県幹部に位置づけられ、海上運送法施行規則第22条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 県幹部は、安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第22条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 県幹部は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 県幹部は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 県幹部は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、建設事務所の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは県幹部が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、それぞれ原則として第五中野丸（西中野渡船）に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する渡船場の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として渡船場に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。

(2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を県幹部へ報告し、記録すること。

(3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を県庁内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。

(2) 船舶の運航に関し、輸送の安全を図ること。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 運航管理補助者は、建設事務所業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

(1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施

(2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の実施

(3) 陸上施設の点検及び整備

(4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 運航管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 県幹部は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、木曽川の自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、又は陸上施設の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者（船長）は、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 安全統括管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第28条各事項の情報提供を行うものとする。

3 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

4 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者（船長）は、運航を中止する場合、安全統括管理者を経由して、県幹部へ連絡しなければならない。

(県幹部又は安全統括管理者の指示)

第26条 県幹部又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 県幹部又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 県幹部又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第27条 運航管理者（船長）は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第28条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握しておくものとする。

- (1) 気象・水象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 木曽川の状況
- (4) 乗船した旅客数
- (5) 乗船待ちの旅客数
- (6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(運航基準図)

第29条 運航管理者は、運航基準に定める事項を記載した運航基準図を作成しなければならない。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第30条 運航管理者及び運航管理者補助は、それぞれ陸上作業及び船内作業を行うにあたり、輸送の安全の確保に努めなければならない。

2 その他作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第31条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第32条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第33条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第34条 船長は、船内を巡視し、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認しなければならない。

2 船長は、異常を発見したときは、所要の措置を講じなければならない。

3 船長は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を巡視結果を巡視記録簿に記録するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第35条 運航管理者（船長）は、作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第36条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶の点検整備)

第37条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として運航日は1日当たり1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに点検、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第38条 運航管理者は、係留施設、乗降用施設等について運航日は1日当たり1回以上点検を実施し、異常のある箇所を発見したときは、直ちにその修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設がその他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知してその修復を求めるものとする。

第13章 事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第39条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

(1) 人命の安全の確保を最優先とすること。

(2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。

(3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。

(4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。

(5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第40条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに建設事務所及び警察官署等に連絡しなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。なお、電話がある場合は併せて「110番」へ通報しなければならない。

（運航管理者のとりべき措置）

第41条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

（県幹部及び安全統括管理者のとりべき措置）

第42条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、県幹部へ速報しなければならない。

2 県幹部及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

（事故の処理）

第43条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

（通信の優先処理）

第44条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

（関係官署への報告）

第45条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び警察官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

（事故の原因等の調査）

第46条 運航管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

（安全教育）

第47条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）、水上交通関係規則その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（訓練）

第48条 安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全組織的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば県幹部へ意見具申する。

（記録）

第49条 運航管理者は、前2条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

（内部監査及び見直し）

第50条 内部監査を行う者は、関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、県幹部は、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第52条 安全統括管理者は、パソコン、県庁LAN、紙ファイル等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データの蓄積を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、県幹部への直接上申する手段（目安箱、県庁メール等）を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、平成23年3月31日より実施する。

この規程は、令和2年4月1日より実施する。